

高レベル放射性廃棄物の最終処分場を受け入れない意見書

政府は2017年7月28日、高レベル放射性廃棄物の最終処分場に適した地域を示す「科学的特性マップ」を公表しました。

国は原発の使用済み核燃料を再処理する過程で出る放射能が極めて強い高レベル放射性廃棄物を地下300mより深い地層に埋め、放射能が安全なレベルになる10万年間監視する「地層処分」を計画していますが、複数の巨大プレートがある地震多発国の日本で長期間にわたり安全に保管できるのか明確な回答は示されていません。

北海道は「地層処分」を研究する深地層研究センターを幌延町に誘致する際、「放射性廃棄物の持込みは慎重に対処すべきであり、受け入れがたい」との条例（いわゆる「核抜き条例」）を制定し、道および幌延町、日本原子力研究開発機構（旧核燃機構）は「研究のみ」として、「放射性廃棄物や放射性物質を持ち込まないし使用しない」「研究終了後は埋め戻す」「将来とも最終処分場としない」との協定（いわゆる「三者協定」）を締結しています。

科学的特性マップでは火山や活断層が周囲になく海岸から近い地域を最終処分場候補地としており、釧路・根室地域では弟子屈町、羅臼町を除く11市町村が該当しています。

日本有数の観光・食糧基地である釧路・根室地域が最終処分場候補地となれば風評被害による産業、経済への影響は計り知れないものがあります。

根室市議会としては「北海道における特定放射能廃棄物に関する条例」に基づき、北海道内に高レベル放射性廃棄物処分場を受け入れることは容認できません。

よって、国においては下記の事項について確実に実行するよう強く要望します。

記

1. 「北海道における特定放射性廃棄物に関する条例」に基づき、北海道内に高レベル放射性廃棄物最終処分場を設置しないこと。
2. 根室地域において、研究施設などの名目や名称を問わず、高レベル放射性廃棄物の最終処分に関わる一切の事前調査を行わないこと。
3. いかなる名目を問わず、根室地域に高レベル放射性廃棄物を持ち込まないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成30年3月23日

北海道根室市議会

送付先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣、
経済産業大臣 環境大臣 内閣官房長官